

予防接種施行令の一部改正について

1. 改正の経緯

平成30年7月下旬より風しんの罹患届出数が東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県、愛知県、大阪府及び福岡県において増加が続いており、罹患者の約8割を男性が占めている。

また、30歳～50歳代の男性患者が多いため、感染拡大防止のために抗体保有率が約80%と他の年代に比べ低い昭和37年4月2日～昭和54年4月1日に生まれた男性を現在の定期接種対象者に加えて平成34年(2022年)3月31日までを期限として定期接種の対象とすることとなった。

2. 風しん定期予防接種の変遷と抗体保有率

生年月日	昭和37年4月1日以前	昭和37年4月2日 ～昭和54年4月1日	昭和54年4月2日 ～昭和62年10月1日	昭和62年10月2日 ～平成2年4月1日	平成2年4月2日以降	
					(小学生以上)	(就学前)
男性	1回も接種していない (保有率 91.3%)	1回も接種していない (保有率 79.8%)	中学生時に1回個別接種 (保有率 89.9%)	幼児期に1回個別接種 (保有率 90.1%)	2回個別接種 (保有率 95.5%)	1回個別接種 (保有率 87.5%)
女性	1回も接種していない (保有率 85.8%)	中学生時に1回集団接種 (保有率 97.5%)	中学生時に1回個別接種 (保有率 95.6%)	幼児期に1回個別接種 (保有率 93.5%)	2回個別接種 (保有率 95.5%)	1回個別接種 (保有率 88.5%)

【出典】国立感染症研究所「年齢/年代別の風しん抗体保有状況」2017年を基に算出

3. 予防接種施行令の一部改正施行日

施行日 平成31年2月1日

加賀市における風しん定期予防接種について

1. 対象者

昭和37年4月2日～昭和54年4月1日間に生まれた男性
住民登録者数 約7,500人(平成31年2月14日現在)

2. 抗体検査の対象

平成31年度は昭和47年4月2日～昭和54年4月1日を対象
住民登録者数 約3,200人(平成31年2月14日現在)

3. 予防接種の要件

抗体検査を実施し、抗体価の低い者が麻しん風しん混合ワクチン予防接種の対象

・ HI法 8倍以下(16倍未満)

※ その他の検査法ではこの値に相当する抗体価

4. 実施方法(案)

- ・対象者に抗体検査及び予防接種のクーポン券を送付
- ・対象者は送付された抗体検査クーポン券を医療機関等に提出して抗体検査を実施
- ・抗体検査結果、抗体価が低い者は予防接種クーポン券を医療機関に持参し、予防接種を実施

加賀市風しん任意予防接種助成要綱の改正(案)について

1. 助成内容

- (1) 先天性風疹症候群及び感染拡大防止のため定期予防接種の接種率が低い年齢及び妊娠を希望する女性及び配偶者の風しん任意予防接種に対し接種費用の助成を1回行う。
- (2) 平成25年度より助成実施
- (3) 対象者: ①昭和54年4月2日～昭和62年10月1日生まれの男女(接種率の低い年齢)
②妊婦の配偶者
③妊娠希望者(接種日において49歳以下の方)
- (4) 平成30年度 申請者: 135人(平成31年1月末現在)

2. 改正理由

定期接種で1回接種実施の期間(昭和54年4月2日～平成2年4月1日)及び2回定期接種の機会があった平成2年4月2日生まれ以降の者で未接種等により風しん抗体検査の結果、抗体価が十分でないため予防接種が推奨される者に対し助成を行うため

3. 改正内容(案)

助成除外者の変更

《改正前》

- ・妊娠中の者、風しんの罹患履歴のある者及び麻しん風しん混合ワクチン第3期又は第4期の接種履歴のある者を除く。

《改正後》

- ・妊娠中の者、風しんの罹患履歴のある者、1歳以上で接種履歴が2回ある者及び麻しん風しん混合ワクチン第1期から第4期に接種履歴のある者を除く。
- ・麻しん風しん混合ワクチン第1期から第4期の内、1回接種した者で抗体価が低い者は費用助成対象とする。